



答申第527号
平成27年10月6日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、平成27年10月6日付け神保障第2901号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

特別児童扶養手当システムへの情報項目の追加について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 番号法に定められた事務事業を実施するにあたり、制度個人番号等を特別児童扶養手当システムで管理するため、制度個人番号及び統合宛名番号を新たに追加し電子計算機処理を行うことは、特定個人情報の正確性及び同期性を確保するために不可欠であると認められるので、妥当である。
- 2 住記システムとの連携により、住記個人番号を新たに項目追加することは、正確な住民情報の把握にあたり、制度個人番号によることができない場合において、不可欠な情報であると認められるので、妥当である。
- 3 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

特別扶養手当システムへの情報項目の追加について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【データ項目】

(受給者に関する情報)

- ・ 制度個人番号
- ・ 統合宛名番号
- ・ 住記個人番号

(児童に関する情報)

- ・ 制度個人番号
- ・ 統合宛名番号
- ・ 住記個人番号

(所得に関する情報)

配偶者に係る

- ・ 制度個人番号
- ・ 統合宛名番号
- ・ 住記個人番号

扶養義務者に係る

- ・ 制度個人番号
- ・ 統合宛名番号
- ・ 住記個人番号